

特例監理技術者等の配置に係るQ&A

Q1 特例監理技術者とはどのような技術者を指しますか？

A1 改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼任することが可能となりました。この場合の監理技術者が「特例監理技術者」です。

Q2 監理技術者補佐の資格要件を教えてください。

A2 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

Q3 特例監理技術者、監理技術者補佐と現場代理人の兼務について

A3 特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人の配置について、特例監理技術者と現場代理人の兼務はできませんが、監理技術者補佐と現場代理人の兼務は同一工事内でのみ可能です。
(配置の例)

【○】配置可能なパターン：監理技術者補佐と現場代理人をそれぞれ配置

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	C氏	E氏

【○】配置可能なパターン：監理技術者補佐と現場代理人を兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	B氏	D氏

【×】配置できないパターン：特例監理技術者と現場代理人の兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	A氏 ×	A氏 ×
監理技術者補佐	B氏	D氏
現場代理人	A氏 ×	E氏

※現場代理人は4,000万円未満（建築一式工事においては8,000万円未満）でのみ他工事の技術者と兼務が可能のため、特例監理技術者を配置するような規模の工事では、兼務できる場合が想定されない。

Q4 特例監理技術者を配置し、兼任する場合、必要な書類は何ですか？

A4 現場代理人等通知書（様式第4号 注3による）に監理技術者補佐を記載し、特例監理技術者が兼任する工事名を記載して提出してください。また、特例監理技術者と監理技術者補佐の担う業務を施工計画書に記載し、提出してください。

Q5 兼任が可能かどうかをどのように確認すればいいですか？

A5 入札公告で確認してください。また、確認ができない場合は、財務課に確認してください。

Q6 民間工事と兼任することはできますか？

A6 民間工事と兼任することはできません。国又は地方公共団体(埼玉県、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)が発注した工事のみ兼任が可能です。

Q7 兼任工事が竣工したため、新たに契約する別工事を兼任工事とすることはできますか？

A7 特例監理技術者は、同時に2件まで兼任することができます。兼任工事同士の工期が重複しなければ、新たに契約する別工事を兼任することは可能です。

Q8 要領にある「監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること」とは具体的にどのようにすればいいですか？

A8 施工計画書に特例監理技術者と監理技術者補佐が担う業務を明記してください。

Q9 施工中の工事の監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？

A9 監理技術者を特例監理技術者に変更する場合は、技術者の途中交代にはあたりません。よって、技術者の途中交代理由に該当しなくとも、特例監理技術者へ変更することができます。

Q10 兼任に伴い、施行中の工事の監理技術者を交代(解任)させることは可能ですか？

A10 兼任を理由とした交代は出来ません。交代にあたっては、真にやむを得ない場合にのみ交代を可能とします。(監理技術者の途中交代に当たると判断している)

Q11 特例監理技術者の専任はいつからいつまでですか？

A11 2つの工事において、監理技術者の専任期間の重複が開始する日から、どちらか一方の工事が完了するまでとなります。
兼任している2つの工事のうち、一方の工事が完了した日の翌日から、特例監理技術者はもう一方の稼働中の工事に監理技術者として専任となります。
その他は監理技術者の取り扱いに準じるものです。

Q12 特例監理技術者による兼任を途中で解除し、2つの工事に監理技術者をそれぞれ配置しなおすことは可能ですか？(監理技術者制度運用マニュアルによる)

A12 特例監理技術者及び監理技術者補佐の交代は、認められない。

パターン1

	工事①	工事②		工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏	⇒	監理技術者	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏		監理技術者補佐	
現場代理人	C氏	E氏		現場代理人	C氏

パターン2

	工事①	工事②		工事①	工事②
特例監理技術者	A氏	A氏	⇒	監理技術者	A氏
監理技術者補佐	B氏	D氏		監理技術者補佐	
現場代理人	C氏	E氏		現場代理人	C氏

上記パターン1、2とも不可。
真にやむを得ない場合の交代は可能であるが、技術者として現場に配置ができる者を途中で
見直すことはできない。

Q13 監理技術者補佐の専任はいつからいつまでですか？

A13 特例監理技術者が配置される期間となります。
特例監理技術者の配置がなくなった日から、監理技術者補佐の配置はなくなるものです。
その他は監理技術者の取り扱いに準じるものです。

Q14 兼任する一方の工事が完了した場合、もう一方の工事において、技術者の変更届けは提出が
必要ですか？

A14 特例監理技術者の配置について、変更届等の提出は不要です。

Q15 提出書類の記載内容に虚偽があった場合には、何か処罰はありますか？

A15 建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼任することにより現場の施工体
制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取り消し、契約解除、工事成績
評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となるので注意してください。